

高齢者及び障害者虐待防止のための指針

ＪＡひろしま 介護福祉課 介護福祉事業所

１．高齢者及び障害者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者及び障害者の尊厳の保持や、高齢者及び障害者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。当事業所では高齢者及び障害者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者及び障害者虐待防止法に基づき、高齢者及び障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

２．虐待の定義

（１）身体的虐待

高齢者及び障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること

（２）介護・世話の放棄・放任

高齢者及び障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

（３）心理的虐待

高齢者及び障害者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応による心理的外傷を与える言動を行うこと

（４）性的虐待

高齢者及び障害者にわいせつな行為をすること、又は高齢者及び障害者にわいせつな行為をさせること

（５）経済的虐待

養護者又は高齢者及び障害者の親族が、当該高齢者及び障害者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ること

３．高齢者及び障害者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生防止等に取り組むにあたって「高齢者及び障害者虐待防止委員会」（以下「委員会」）を設置する。委員会の運営責任者として委員長を設置し、運営に関する基準に定められている「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」）を配置する。

（１）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

（２）委員会の構成委員

- ①委員長 各福祉センター長
- ②副委員長 各事業所長又は管理者
- ③担当者 各事業所管理者又は常勤職員
- ④第三者・専門家 必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、或いは、行政の担当者等
- ⑤その他必要に応じ委員を指名する。

（３）委員会の開催

- ①委員会の開催は、委員長が招集する。
- ②委員会は、年２回以上開催する。
- ③虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- ④会議の実施にあたっては、テレビ電話を用いる場合がある。

（４）委員会の役割

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②虐待防止のための指針等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

４．職員研修に関する事項

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施することとする。

（１）研修の実施（年１回以上）

- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかにリスク管理課及び行政に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかに解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内における高齢者及び障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止の担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、担当者に報告し、委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、速やかな解決につなげるよう努める。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、速やかに委員会を開催し、事実確認をするとともに、必要に応じて関係機関等に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、地域包括支援センター、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の案内等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表することとする。

10. その他虐待防止の推進に必要な事項

職員の倫理観、コンプライアンスに対する意識向上のため、事業所内研修を開催するとともに、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

11. 改廃

この指針の改廃は、代表理事組合長が行う。

付則

- この指針は、令和6年4月1日より施行する。
- この指針は、令和7年4月1日より改定施行する。
- この指針は、令和7年6月1日より改定施行する。